

商品概要説明書

定期積金

(平成 29 年 11 月 1 日現在)

商品名	・定額式定期積金（愛称：冬トク定積）
ご利用いただける方	・個人のみ（組合員さま限定）
取扱期間	・平成 29 年 11 月 1 日（水）～平成 29 年 12 月 29 日（金）
預入期間	・24 ヶ月以上 120 ヶ月以内
払込方法 （1）払込方法 （2）払込金額 （3）払込単位 （4）給付契約額	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は毎月とします。（3 ヶ月以上の前納はお断りさせていただきます）。 ・契約時のお申し出により、最大 6 回まで増額月を設定できます。 ・原則、集金扱いとします。 ・1 回あたり 10,000 円以上 ・1 円単位 ・給付契約額は 50 万円以上 500 万円以下
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 （1）適用利回り （2）支払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・年 0.5%の利率を約定利回りとして適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を 1 円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。 または窓口でお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保に組み入れできます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年 0.5%を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品の中途解約は原則として不可とさせていただきます。 ・やむを得ず中途解約される場合は解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額とともに払戻します。
貯金保険制度 （公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支所・出張所または金融推進部（電話：089-946-1611）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県 J A バンク相談所（電話：089-948-5656）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融推進部または愛媛県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</p>

<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・取扱期間中であってもお申込総額が募集金額の上限に達した場合や諸情勢により取扱いを終了することがあります。
<p>募集金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 億円

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A松山市